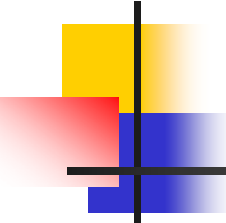


# 建築物の解体等における 石綿ばく露防止対策等

－検討会報告書等について－

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課  
化学物質情報管理官 長山隆志 （平成20年10月9日）



## 「建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等 検討会」の開催経緯等

### 【経緯】

石綿ばく露防止対策については、石綿障害予防規則等に基づき措置の徹底、充実に図ってきている。

引き続き、対策の充実に図っていく必要があることから、建築物等の解体等の作業の実態、科学的知見の集積状況等を踏まえ検討を行った。

### 【開催状況】

学識経験者を参集し、「建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等検討会」(座長:名古屋俊士 早稲田大学理工学術院創造理工学部教授)を開催。

平成19年11月から計8回にわたり開催。平成20年9月に報告書を取りまとめ。



# 検討会報告書の検討項目

## 1 建築物等の解体等の作業

- ① 呼吸用保護具の適切な選択
- ② 石綿粉じん濃度の測定
- ③ 隔離による石綿粉じんの飛散防止措置
- ④ 保護衣、作業衣の取扱い
- ⑤ 特別教育
- ⑥ 事前調査

## 2 建築物等の解体等以外の作業

- ① 廃棄物の処理
- ② 建築物又は工作物以外の解体等



## 呼吸用保護具の適切な選択

---

呼吸用保護具の選択については、現在、気中石綿繊維濃度に対応する呼吸用保護具が示されているところ、新たに、解体等の作業の形態に基づき、事前に呼吸用保護具を選択できる方法を示すこと。

「吹付け石綿の除去」作業については、「電動ファン付き呼吸用保護具」と同等以上とする等、着用すべき呼吸用保護具を一定要件以上の性能を有するものに限定させること。



# 石綿粉じん濃度の測定

---

現場において連続的に気中の石綿繊維濃度を測定し経時変化を把握することができる方法である「リアルタイム測定方法」は有効である。

現在、当該測定方法については、その実用化に向けた研究が行われているところであり、当該測定方法が確立した際には、その活用を図ることを検討すること。

現在、厚生労働科学研究費補助金により、「石綿飛散状況のチェックのためのリアルタイム計測機器導入のための調査研究」が実施されている。



## 隔離による石綿粉じんの飛散防止措置

断熱材、保温材及び耐火被覆材等を搔き落とし、切断、破碎により除去する作業については、石綿粉じんの発生量が多い作業であることを踏まえ、隔離しなければならない作業とすること。

隔離の措置を講じた際には、一般的な外部への漏えい防止方法である負圧除じん装置の設置及び前室の設置を併せて行なわせること。また、負圧の維持、確認に係る措置の内容についても明確に示すこと。

除去作業後に隔離の措置を解除する際には、事前に、作業場内の石綿粉じんを処理するよう、必要な手順を定め、その内容を明確に示すこと。



# 保護衣、作業衣の取扱い

---

他の労働者等に対する間接ばく露を防止するため、保護衣、作業衣及び下着について、適切に管理するための取扱い、作業場外に持ち出す際の除去の取扱い、除去後の保護衣等の取扱い、水洗を行った際の排水処理方法等について、新たな知見等を踏まえ、作業形態に応じた更に詳細な取扱い方法、留意事項を示すこと。

その詳細な取扱い方法、留意事項について教育、実施の徹底を図ること。



## 特別教育

---

適切な呼吸用保護具の着用方法や、更に詳細に示す予定である保護衣、作業衣の取扱い方法、留意事項など、保護具について新たな知見等を踏まえた実務的な部分の教育を充実するため、特別教育における「保護具の使用方法」の科目に係る教育時間を拡充すること。

「石綿の有害性」の科目において、必ず喫煙の影響について教育されるよう、教育の範囲に明示して盛り込むこと。





# 事前調査

---

調査の結果については、どのような資料に基づき調査を行ったのか、どのような根拠、判断プロセス（目視、設計図書、分析等）で、誰が石綿の有無を判断したのかを、後で検証できるようにすることが重要である。

このため、分析結果については、統一的な様式により記録すること。

調査の結果（調査方法、調査結果など）を、労働者及び当該作業の周辺において作業に従事する他の労働者へ確実に周知できるよう、その概要について掲示させること。



## 廃棄物の処理

---

廃棄物処理施設において、運搬された石綿含有廃棄物を焼却炉に入れるために小さく破碎等の作業を行った場合、石綿粉じん濃度が高くなるおそれがある。

廃棄物処理施設における破碎等の作業における労働者のばく露防止対策については、引き続き石綿則に基づく措置の徹底を図ること。



## 建築物又は工作物以外の解体等

「建築物又は工作物」に該当しないもののうち、船舶の解体等作業については、石綿則が適用される建築物、工作物の解体等作業とほぼ同様の規模で作業が行われる場合が考えられる。なお、「船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル(日本船舶技術研究協会:平成18年10月発行)」が作成されており、当該マニュアルにおいては、事前調査等の対策の実施について記載されている。

現在、国際標準化機構(ISO)において、船舶のアスベスト適正処理指針について国際規格化に向けて審議されている。

船舶の解体等の作業における労働者のばく露防止対策については、実態、国際動向等を考慮しつつ、建築物等の解体等に係る規制を参考に規制を適用すること。



# 石綿ばく露防止対策の促進

## 【国】

検討結果において提言された事項について検討の上、必要に応じ、関係法令の整備や行政指導の強化を図る等必要な対策を講じるとともに、引き続き、作業の実態や社会状況の変化等の把握、科学的知見の集積に努め、労働者への石綿粉じんのばく露防止措置の徹底を図ること。

## 【事業者、発注者】

事業者は、労働者への石綿粉じんのばく露防止対策の徹底に努めること。

発注者は、請負人等が石綿粉じんのばく露防止対策を適正に行えるよう努めること。

## 【関係機関】

国から発出される情報のほか、自らも知見の集積に努め、労働者への石綿粉じんのばく露防止対策を適切に措置できるよう、建築物解体等作業等を行う事業者等に対し必要な情報を提供する等、労働災害の防止に協力するよう努めること。



# 全面禁止に向けた取り組み

- 平成19年11月より、「石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の代替化等検討会」を7回にわたり開催し、適用除外製品等の代替可能性等について検討を行い、平成20年4月に報告書がとりまとめられる。
  
- 報告書では、
  - ①適用除外製品等の製造等を原則として平成20年中に禁止する。
  - ②ただし、本検討会の検討の結果、国民の安全の確保上なお適用除外製品等の使用が必要であり、かつ、代替化等が困難であると判断されたものについては、当該適用除外製品等、その用途・使用条件及び代替可能となる期日について明らかにした上で、引き続き製造等の禁止の措置を猶予する。
  
- 厚生労働省においては、本報告書を踏まえ、所定の手続きを経て、労働安全衛生法施行令の改正を行う。